

勧告等措置区分（台風等対策）

田辺港、日高港、日置港、新宮港

串本港、古座西向港、浦神港、勝浦港、宇久井港

「第二体制」の措置内容

- 1 大型船舶(総トン数 1000 トン以上の船舶)は、速やかに港外の安全な場所に避難する等、万全の措置をとること。
- 2 大型船舶以外の船舶は、速やかに安全な場所への避難を完了すること。
- 3 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨の防止のため、次の事項に留意すること。
 - (1) 国際 VHF (CH16) を常時聴取する等の当庁との連絡手段を確保すること。
 - (2) 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。
 - (3) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。